四(1)　役員の氏名の変更

変更前	河西　邦夫、秋山　貴司、荻野　正直、石原　光広
変更後	小池　一男、田中　宏、倉嶋　清次、末木　鋼治

(2)　変更年月日
平成二十五年五月三十一日

○関東地方整備局告示第三百三十六号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価の業務を行う区域の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年七月十八日

関東地方整備局長　森北　佳昭

一　登録番号
関東地方整備局長　13

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
ユーディーアイ確認検査株式会社

三(1)　評価の業務を行う区域の変更

変更前	茨城県、埼玉県、千葉県、東京都（島しょ部を除く。）、神奈川県、群馬県（前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、館林市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市、多野郡、甘楽郡、佐波郡、邑楽郡）
変更後	茨城県、埼玉県、千葉県、東京都（島しょ部を除く。）、神奈川県、群馬県（前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、館林市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市、上野村、神流町、下仁田町、南牧村、甘楽町、玉村町、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町）、栃木県（宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、小山市、真岡市、さくら市、那須烏山市、下野市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、野木町、岩舟町、高根沢町、那珂川町）

(2)　変更年月日
平成二十五年七月一日

○関東地方整備局告示第三百三十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項の規定に基づき、平成十三年関東地方整備局告示第二百五十号の一部を次のように改正する。

平成二十五年七月十八日

関東地方整備局長　森北　佳昭

別表の指定番号七の項業務区域欄中「茨城県、埼玉県、千葉県、東京都（島しょ部を除く）、神奈川県の全域、群馬県の区域（前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、館林市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市、多野郡、甘楽郡、佐波郡及び邑楽郡に限る。）及び栃木県の区域（宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、小山市、真岡市、さくら市、那須烏山市、下野市、上三川町、益子町、市貝町、芳賀町、壬生町、野木町、岩舟町、高根沢町、那珂川町に限る。）」に改める。

○中国地方整備局告示第百十三号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から登録内容の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年七月十八日

中国地方整備局長　戸田　和彦

一　登録番号
中国地方整備局長　6

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
一般財団法人山口県建築住宅センター

三(1)　役員の氏名の変更

変更前	仙田　達夫、刀禰　幸治
変更後	山下　禎治、佐田　伸二

(2)　変更年月日
平成二十五年六月十五日

○九州地方整備局告示第百三十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年七月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年七月十八日

九州地方整備局長　吉崎　収

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
福岡県京都郡みやこ町勝山松田字足尾一二一二番一から同町勝山大久保字アシヲ一〇八二番八まで	前	一二・五〇～一五・四〇メートル
	後	一三・二〇～一五・九〇メートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局北九州国道事務所

○九州地方整備局告示第百三十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年七月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年七月十八日

九州地方整備局長　吉崎　収

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百一号	福岡県京都郡みやこ町勝山松田字足尾一二一二番一から同町勝山大久保字アシヲ一〇八二番八まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	九州地方整備局及び同局北九州国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年七月十八日

○九州地方整備局告示第百三十六号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十五年七月十八日

九州地方整備局長　吉崎　収

一　登録番号
九州地方整備局長　2

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
九州住宅保証株式会社

三(1)　役員の氏名の変更

変更前	藤本　勝治
変更後	市丸　亮

(2)　変更年月日
平成二十五年六月十四日